

上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会  
公募委員選考要領

1. 一般公募の応募者による指定の応募用紙及び応募動機を基に、公募選考委員会（以下、選考委員会という。）により審査を行う。
2. 選考委員会は、以下の3名で構成する。
  - ① 総務部長
  - ② 総務部次長
  - ③ 総務課長
3. 選考方法は書類選考とし、「応募動機評価」及び「特別評価」を行う。
4. 公平を期すため、各委員に対して、応募者の住所、氏名、職業は公開しない。
5. 下記の「選考基準」及び「採点方法」に基づき採点を行い、「選考方法」により選考する。
6. 選考要領は、募集開始時に公表する（選考委員は審査後まで非公表）。
7. 選考結果は全応募者あてに通知する。

**選考基準**

○応募動機評価

- ①上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会への参加に対する意欲・熱意があるか。
- ②情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の主旨を理解しているか。
- ③本審議会の役割を理解しているか。
- ④委員としての責務を自覚し、公平性を有しているか。

○特別評価

- ①性別、年代、障害者への理解等の観点で多様な人材登用の促進につながる人物であるか。
- ②応募動機の分量は適切か。

③経歴・活動経験を委員活動に生かすことができるか。

④その他、選考書類全体としてみて加点する要素があるか。

#### 採点方法

選考基準の項目ごとに4段階（優＝3、良＝2、可＝1、不可＝0）で評価し採点する。

「総合点」＝「応募動機評価点」＋「特別評価点」

（24点満点）

（12点満点）

（12点満点）

#### 選考方法

- ・各選考委員が応募者ごとに採点した点数を合計し、総合点を算出する
- ・総合点のうち得点の多い者から1名を選考する。

なお、選考ライン上の者が同点の場合は選考委員会において協議する

- ・募集人員以内の応募数の場合は、著しく得点が低い場合のみ別途協議し採用の可否を判断する。
- ・その他、この基準に定めがない事項が生じた場合も委員会において協議する。